

## 試験要綱

### 受験資格

- 昭和 61 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれの者
- 平成 7 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの  
①大学を卒業した者および  
平成 29 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者  
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

### 試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間：平成 28 年 4 月 1 日（金）9:00～4 月 13 日（水）受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス [ [http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai\\_rouki.pdf](http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai_rouki.pdf) ]  
インターネット申込専用アドレス [ <http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html> ]

インターネット申込みができない環境にある場合は、都道府県労働局に電話連絡してください。郵送又は持参の受付期間は、4月1日（金）～4月4日（月）です。（4月4日（月）までの通信日付印有効。受付期間が短いので注意してください。）

採用予定者数

労働基準監督 A（法文系） 約 160 名

労働基準監督 B（理工系） 約 40 名

### 第 1 次試験

平成28年5月29日(日) 9:05(受付開始)9:35(試験開始)～18:05(試験終了)

第 1 次試験合格者発表日 平成 28 年 6 月 28 日（火）9:00

### 第 2 次試験

平成28年7月13日(水)・14日(木)・15日(金)  
第1次試験合格通知書で指定する日時(日時の変更は、原則として認められません。)

最終合格者発表日 平成 28 年 8 月 22 日（月）9:00

人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報ナビ)

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、  
労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

あなたの正義感を  
働くすべての人たちのために。

平成 28 年度  
**労働基準監督官**  
Labour Standards Inspector  
**採用試験 2016**

# Labour Standards Inspector

## 労働基準監督官とは

全国では、約430万の職場で約5,200万人が働いています。

働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、

労働基準法などで定められた労働条件が確保され、

また、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、

あらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、

労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、

また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の

業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する

「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されています。

労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などで規定されている労働監督制度の趣旨に従い、

労働基準法により労働基準監督官分限審議会の同意がない限り罷免されません。

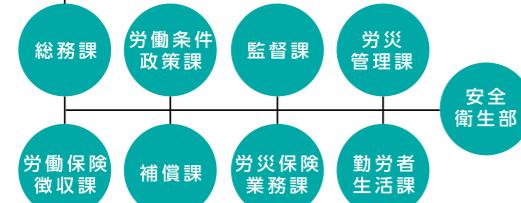
## 厚生労働省と労働基準行政

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。これらはすべて国の機関です。

なお、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校が設置されており、また、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働安全衛生総合研究所(※)があります。

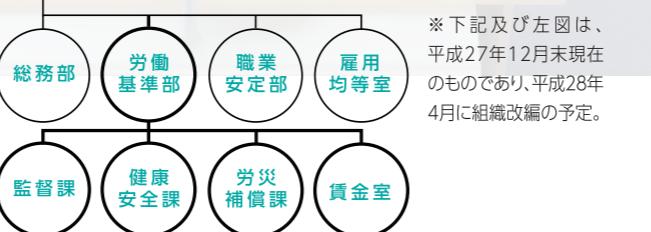
※平成28年4月1日より独立行政法人労働者健康安全機構に統合されます。

### 厚生労働省労働基準局



厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働く職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。

### 都道府県労働局



都道府県労働局は、労働基準行政の運営について、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を図るとともに、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。都道府県労働局の内部組織は、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用均等室に分かれています。労働基準部には、各局の行政需要の大きさに応じて異なりますが、一般的に、監督課、健康安全課、労災補償課および賃金室の3課1室があります。

### 労働基準監督署



労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

(都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。)

## 労働基準監督官の仕事

### 臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

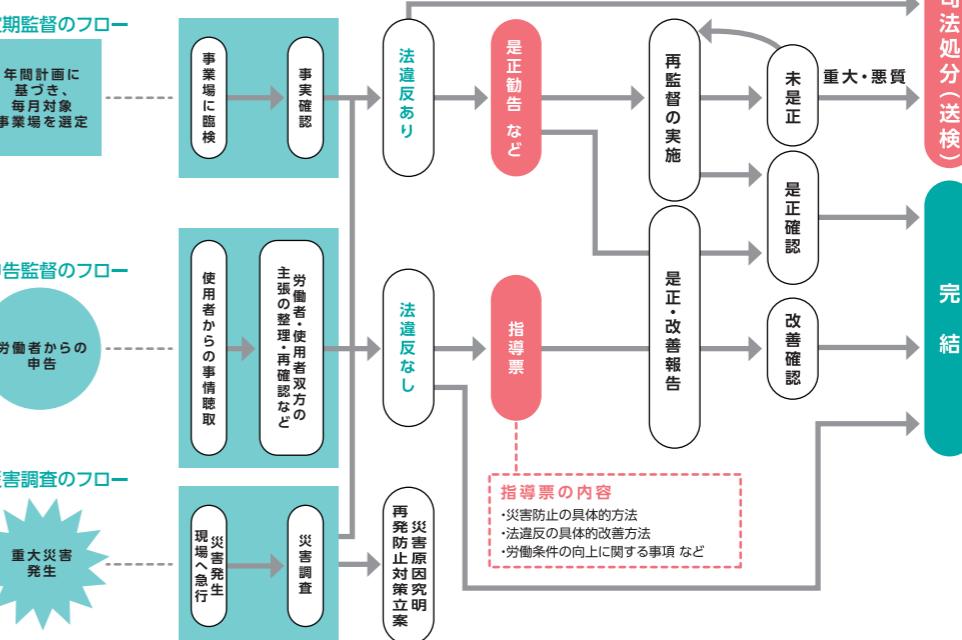
### 司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

### 安全衛生業務

労働安全衛生法などに基づき、職場における安全管理体制の確立、働く人の危険または健康障害を防止するための措置などを講じるよう指導、情報提供などを行います。また、ボイラー、クレーンなどの危険な機械については、製造許可や検査を行ったりします。さらに働く人に重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質など有害物が製造されていないか調査を行うこともあります。

### ○労働基準監督の仕組み



### 労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の業務上の事由または通勤による負傷、疾病、傷害、死亡などに対して、請求された個々の事案ごとに被災者や職場関係者などからの聴き取り、事実関係を把握するための関係資料の収集および実地調査を行います。また、必要に応じて、主治医や専門家から医学的な意見を求めた上で、審査を行い、保険給付を行っています。また、事業主から労働保険料の徴収を行うなど労働保険適用徴収業務も行っています。

### 労働基準行政の最近の取組

～安心して働く社会を実現していくために～  
○働き過ぎの防止

長時間労働の削減や過重労働による健康障害の防止など、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっています。厚生労働省は、平成26年9月に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、省を挙げて、集中的な監督や、働き方の見直しに向けた企業への働きかけなどを行っています。

特に、平成27年1月からは、月100時間を超える残業を把握したすべての事業場等に対して、監督の徹底を図るとともに、同年4月には東京労働局と大阪労働局に、過重労働が複数の事業場で行われている事案や法違反の立証等に高度な検査技術を必要とする事案などに対応する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(通称「かとく」)を設置するなど取組を強化しています。

さらに、同年11月には、「過重労働解消キャンペーン」において、長時間にわたる過労死などについて労災請求が行われた事業場などに対して重点監督を実施しています。

# 労働基準監督官の現場

## 臨検監督

行動力があり、熱い気持ちを持つあなたをお待ちしています。



昭和59年任官  
北海道労働局  
旭川労働基準監督署長

**新田 稔**  
MINORU NITTA

労働基準監督官は、行政官と司法警察官の2つの顔を持ち、法令の周知、指導、取締りまでを行う権限を与えられた他に類を見ない国家公務員です。

例えば、賃金不払残業が疑われる会社に対しては、事務所に臨検して、タイムカードなどを調べて実態をつかみ、法令が十分に理解されるよう説明を尽くした上で、将来にわたり違法な残業が行われ

ないように指導します。ここまで行政官の仕事です。

ほとんどの会社は指導に応じて是正しますが、一部には繰り返し指導を行っても、「法律は守らない」と主張し是正を行わない悪質な会社もあります。このとき、労働基準監督官は「特別司法警察職員」として、刑事訴訟法に基づき、捜査を行い、会社を書類送検します。

また、労働基準監督官の特徴として、行動的であることが挙げられます。おおむね月の半数は、一人またはチームで事務所・工場などに臨検します。

ときには、缶コーヒーを片手に夜間の内偵調査や、口角泡を飛ばす相手の説得など苦労も絶えませんが、「指導の結果、人の命が救えた」と思えた時には、深い安堵と達成感を味わうことができます。

行動力があり、熱い気持ちを持つあなたをお待ちしています。



## 新田署長の1日



## 司法警察事務

「過重労働から労働者の生命を守る」という使命を持って働いています。



平成19年任官  
秋田労働局  
大曲労働基準監督署  
監督・安衛課長

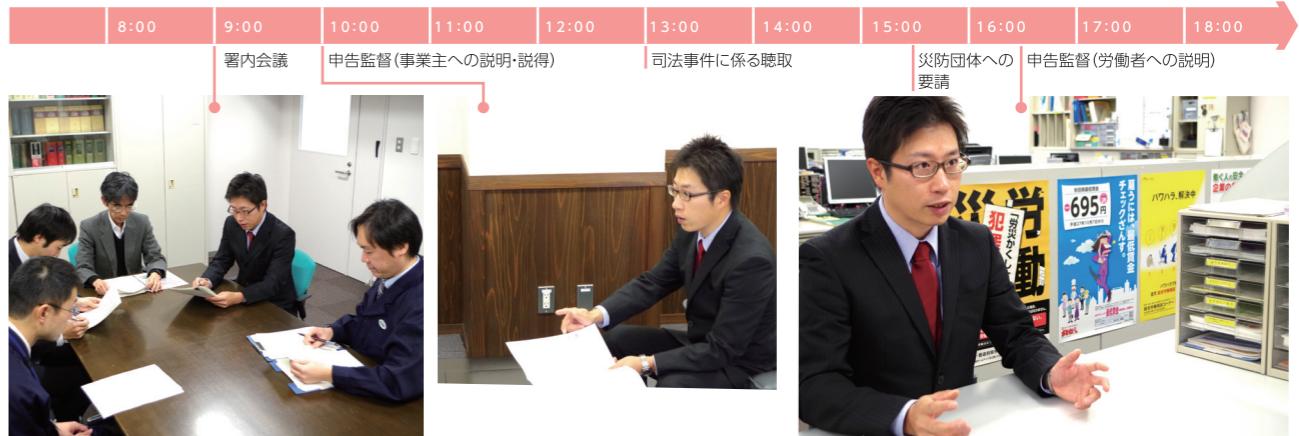
**佐藤 永史**  
EIJI SATO



「夫が毎日深夜まで残業しています。最近は呼びかけても返事がありません。倒れる前にどうか助けてください。」

労働基準監督署には労働者から日々多くの相談が寄せられ、中にはこのような切実な相談も少なくあり

## 佐藤監督官の1日



# 労働基準監督官の現場

## 安全衛生業務

### より安全で健康に働くように。



平成21年任官  
三重労働局  
津労働基準監督署  
労働基準監督官

**遠藤 英文**  
HIDEFUMI ENDO

現在、労働基準監督署で安全衛生業務を担当しています。

一家の大黒柱が、機械に巻き込まれて大けがをしたり、有害物質のばく露により健康障害を被ると、本人のみならず家族も悲しみ、その後の生活に大きな影を落としかねません。このようなことが起こらないように、労働安全衛生関係法令に基づき、労働災害の未然防止、再発防止を目指して業務を行っています。

#### 遠藤監督官の1日



## 労災補償業務

### 求められる知識は多岐にわたりますが、とてもやりがいを感じています。



平成24年任官  
佐賀労働局  
伊万里労働基準監督署  
労働基準監督官

**竹永 敬次郎**  
KEIJIRO TAKENAGA

私は任官4年目から、労災補償業務を担当しています。仕事や通勤が原因で負傷したり病気にかかった労働者に対して、労働者災害補償保険(労災保険)から各種の補償を行うものです。

#### 竹永監督官の1日



# 労働基準監督官の研修制度

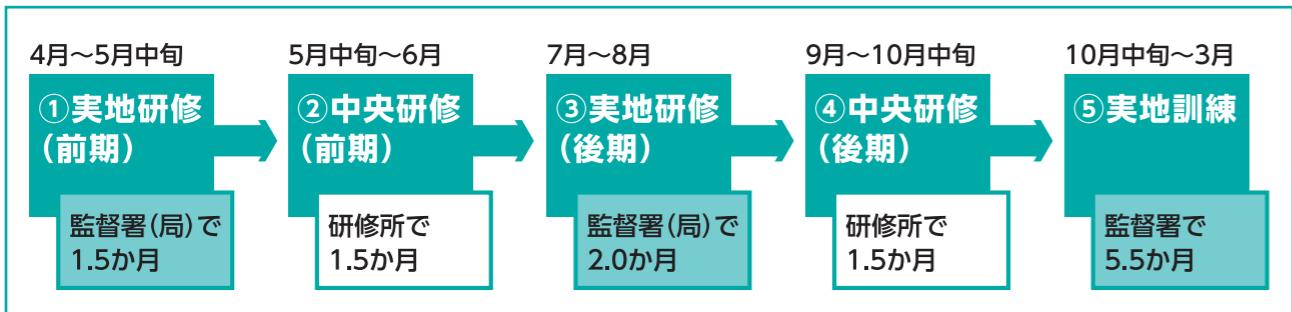
## 採用後の研修

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修および実地訓練を受けます。

この間に労働大学校で実施される中央研修(前期および後期)を約3か月間にわたり受講することになります。

また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時等において中央研修が実施されます。(安全衛生業務基礎研修、労災補償業務基礎研修、専門研修、署長研修等)

## ○採用後1年間のスケジュール例



- ①実地研修（前期）
- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
  - 監督署業務の実務補助、工場見学 など

②中央研修（前期） 主なカリキュラム	一般法学	15時間	民法、刑法、行政法
	労働基準関係法令	74時間	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法 など
	監督業務	37時間	労働基準行政と監督制度、各分野の労働条件確保改善対策 など
	安全衛生業務	65時間	産業安全・労働衛生の基礎知識、様々な機械の安全対策 など
	その他	20時間	行政史、組織、労働経済、システム など
計211時間			

- ③実地研修（後期）
- 相談、各種届出等の対応
  - 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察事務等の実施要領 など

④中央研修（後期） 主なカリキュラム	一般法学	28時間	刑法、刑事訴訟法
	監督業務	74時間	監督指導実務、未払賃金立替払実務 など
	安全衛生業務	49時間	災害調査実務、様々な化学物質の安全衛生対策 など
	司法警察事務	49時間	司法警察事務の基礎知識、実況見分実務、取調べ実務 など
	その他	6時間	企業会計、団体討議
	計206時間		

- ⑤実地訓練
- 各業種・分野の労働条件・安全衛生対策の実務経験を積むことによる  
法令・通達の知識、手法の習得 など

## 使命感あふれる、志ゆたかな皆さんへ。

「労働基準監督官に興味はあるが、仕事内容が難しそう。」「労働基準行政に関心はあるが、幅が広くて大変そう。」と迷っている皆さん、安心して下さい。研修体制も充実しています。

例年、任官1年目には、全国から労働大学校に同期が一堂に会する中央研修(前期・後期)において、約3か月間にわたり、労働基準監督官に必要な基礎的知識を講義・演習形式で学びます。また、安全衛生業務や労災補償業務に初めて就く際には、業務の分野ごとに基礎的な研修、その後も経験年数に応じた職務能力の向上に関する研修(強制検査・逮捕実務)、さらには署課長・署長に昇進した場合の管理者研修等各種研修を準備しています。

特に、任官1年目の中央研修では大学校を学び舎として、同期と語らい、時には議論し、懇親を深めることで固い絆を作り、監督官人生の有用な財産としている方もいるようです。

使命感あふれる、志ゆたかな皆さん、ご来校を心よりお待ちしております。

## 労働大学校 准教授からの メッセージ



上村 修治  
SHUJI KAMIMURA



## 平成27年任官の労働基準監督官からのメッセージ



「人生の大半を費やす労働に関わる世界で、法律に血を通わせるような仕事がしたい。」

一法学を学ぶ学生だった私が労働基準監督官を志望したきっかけは、そのような思いからでした。

私は現在、任官1年目の労働基準監督官として実地訓練を受けており、窓口や電話で労働者や使用者の方々からの相談に対応しているほか、上

平成27年任官  
東京労働局  
八王子労働基準監督署

東森 美咲 MISAKI HIGASHIMORI

司や先輩の監督指導業務等に同行するなどして、労働基準監督官として仕事を行うための必要な知識や経験を習得することに努めています。

労働基準監督官が担う業務の範囲は多岐にわたるため、考えなければならないことが多いですが、その分、法律を現実に生かすことができたと実感し、やりがいを感じることも多くあります。

皆さんも労働基準監督官として、私たちと一緒に働いてみませんか。



労働基準監督官に必要な能力とは何か?  
「労働基準関係法令に関する幅広い知識・法的思考力」、「使用者の方に自ら率先して法令を遵守してもらうための硬軟織り交ぜたコミュニケーション能力や法令違反を見つける観察力」、「労働者・使用者等多くの関係者と原則一人で向き合うための、胸度・情熱・社会的常識」etc…

任官後の研修を終えたばかりですが、労働基準監督官の仕事に触れて感じたことです。皆さんの中には、労働基準監督官になるために、そんなに多くの能力が必要なのか、自分にはこのような能力があるかと不安になる方もいらっしゃるかもしれません。かくいう私もそうでした。

しかし、安心して下さい。任官後に配属された監督署では頼れる上司・先輩と実際に会社や工事現場へ同行し実地で研修を受けるとともに、転職者・新卒者など様々な経験を持つ同期と、約3か月の間、労働大学校に泊まり込み、切磋琢磨する中央研修を受けます。この研修を通じて、労働基準監督官の基礎を学ぶことができ、今はそれらを活かして一人前の労働基準監督官になろうと不安以上にやる気に満ち溢れています。

ぜひ一緒に「働く方の安全・安心」を支えましょう!

平成27年任官  
京都労働局  
京都下労働基準監督署

塩原 将由 TAKAYUKI SHIOBARA

## 先輩監督官からのメッセージ

労働基準監督官の働く場所は、全国の労働基準監督署だけではありません。都道府県労働局、厚生労働本省、さらには、世界で活躍しています。



都道府県労働局は、大学生の皆さんへのインターンシップの推進や就職説明会の開催を通じて就活を応援している身近な国の行政機関であり、傘下には労働基準監督署とハローワークがあります。

都道府県における、労働基準、職業安定、能力開発及び雇用均等の4分野の行政施策を一体的に実施することにより、地域の発展に積極的に貢献するとともに、住民の方々のニーズに合ったきめ細やかな展開を図ることにより高い評価を得ています。

とりわけ労働基準監督官は、労働基準監督署のみならず労働局の幹部職員として主要な部署において活躍しています。

働く人の役に立つ仕事に一緒に取り組んでみませんか。

昭和56年任官  
山口労働局長

**小松原 正俊**  
MASATOSHI KOMATSUBARA

労災事故や過労死等は、被災された本人はもとより家族、社会にとっても大きな損失です。社会の安定・発展のためには、安心して健康に働き続けることができる環境を確保することが必要です。労働基準監督官は、監督指導、労働災害防止、労災補償等の仕事で、働く人の安心を支えています。人に会い、話を聴き、現場調査等を行い、問題を解決していく。常に勉強が必要で苦労も

少なくありませんが、やりがいがあり自らも成長できる仕事です。温かい心と行動力のあるあなたのチャレンジを待っています。

昭和59年任官  
広島労働局 労働基準部長  
**倉持 清子**  
KIYOKO KURAMOCHI



労働基準監督官は、労働現場の最前線に立ち、働く人たちの労働条件の向上や安全・健康を守る仕事をしています。労働基準監督官一人で出来ることには限りがありますが、全国の労働局・労働基準監督署に配属された労働基準監督官が協力し、同じ目的に向かって取り組んでいます。約1年間の研修期間があるので、専門的な知識等を習得できますし、やりがいを求めて転職し

てきた人もいます。また、近年、女性監督官が増え、仕事と生活を両立し活躍中です。使命感の強いあなた、私たちと一緒に監督官として働きませんか。

昭和62年任官  
徳島労働局労働基準部 監督課長  
**西泉 ひとみ**  
HITOMI NISHIZUMI

在インドネシア日本国大使館の労働担当書記官(レバータッシャ)として、労働関係法令、社会保障制度、EPA(経済連携協定)関連、日系企業からの労働相談、労働デモに関する情報収集などを担当しています。

大使館では、すべての労働関係業務をレバータッシャが担当しますので、労働基準監督官としての知識と経験を活かし、業務を行っています。

また、ILO(国際労働機関)を始めとする

各種国際会議に出席して、各国から意見を求められるたびに、海外における日本の労働基準監督官に対する評価が高いことを誇りに感じています。皆さん、世界に通じる労働基準監督官として、一緒に働きましょう。

平成2年任官  
在インドネシア日本国大使館  
一等書記官  
**本多 信一郎**  
SHINICHIRO HONDA



労働基準監督署で3年間監督業務などを経験し、厚生労働本省に勤務しています。現在は、労働基準局監督課管理係に配属され、全国の労働基準監督官の監督活動を支えるため、監督指導業務の運営に係る予算要求や、労働者の労働条件確保・改善のために全国で実施する各種事業の運営に関する業務などを担当しています。

本省での仕事はスケールが大きく、労働基準監督署での業務との違いに戸惑うこともあります。国の重要な施策の一端を担っているという責任とやりがいを感じ

ながら、充実した日々を過ごしています。労働基準監督官の活躍の場は多方面にわたっていますが、「働く人の安心と安全のために」という理念は共通しています。志のある皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています。

平成24年任官  
労働基準局監督課  
**田中 ちひろ**  
CHIHIRO TANAKA

## 主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ

# 全ては、働く人の安心と安全のために。

労働基準監督官になって32年目。全国数か所の労働基準監督署、都道府県労働局での現場勤務を重ねてきました。

初めての臨検(立入調査)は金属製品製造業を営む会社でした。初めての死亡労働災害の調査は、現場の仏様に手を合わせてから開始しました。初めての送検は真冬に発生した感電事故でした。いのち、健康の大切さを改めて知らされました。

本省勤務では、これまで労働安全衛生法の改正、週法定労働時間の段階的引き下げ、業務システムの最適化な

どに携わってきました。現在は、主任監察官として、いわゆるブラック企業対策、ブラックバイト対策に奔走中です。

労働者の労働条件に対する社会的意識・関心、労働基準監督官の仕事への期待は益々高まっています。働く方の安心と安全の実現のため、使命感と公正さと冷静な頭脳を持って、一所懸命に一つ一つの問題を解決するあなたを社会は求めています。手応えとやり甲斐を、きっと感じることができます。一緒に働きましょう。さあ、あなたの出番です。



昭和59年任官  
労働基準局監督課  
主任中央労働基準監察監督官  
**島浦 幸夫**  
YUKIO SHIMAURA

## 採用後の待遇・福利厚生についての Q&A

### Q1 採用後の異動や昇進などについて教えてください。

A1 採用後は、原則として、全国の労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働本省も含めて最初の配属先とは別の都道府県労働局管下の労働基準監督署などに異動することになりますが、将来的には、生活の本拠となる都道府県労働局に異動し、管下の労働基準監督署などを中心に勤務することになります。

また、本人の能力、適正等により、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進します。

されます)。翌年からは、毎年1月に20日分の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。そのほか、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度等があり、取得促進を図っています。

### Q4 障害があっても監督官として働くことができますか。

A4 働く人々のために、障害を持ちながらも、活躍している監督官もいます。

#### 【障害を持つ先輩監督官からのメッセージ】

脊椎の障害により足が不自由ですが、労働災害の調査で高所に上がる際には、同僚の助けを借りつつ、自らの身の安全を確保しながら仕事を行なうことは可能ですし、臨検監督で労務管理に関する資料を調べたり会社の方から聴き取りを行ったりする際には、身体の不自由さをほとんど感じることなく仕事ができます。

労働基準監督官は、働く人が安心して安全に働くことができる社会を実現していくことが使命であり、身体の障害があっても、強い意志があれば自分の役割をしっかりと果たすことができるやりがいのある仕事です。

### Q5 福利厚生について教えてください。

A5 国家公務員の各種の福利厚生施設及び制度を利用できます。